

## 第2章 水防組織

### 1 市の水防組織

水防に係りのある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなると認められるときまで、市は市役所に水防本部を設置し、事務を処理する。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

#### (1) 水防本部の設置

水防管理者は、洪水等により水防活動の必要があると認めるときは、市庁舎に水防本部(以下「本部」という。)を設置する。ただし、予報の場合は、諸状況を判断のうえ必要があると認めたときに限り設置するものとする。

#### (2) 本部の廃止

水防管理者は、市の区域について水害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は水害応急対策がおおむね完了したと認めたときは本部を廃止する。

#### (3) 設置、廃止の通知

水防管理者は、本部を設置又は廃止したときは、直ちに関係行政機関等に通知するものとする。

#### (4) 本部の組織および事務分掌

ア 本部の事務局は、総務部防災安全対策課に置き、本部の組織は資料編別表－1のとおり。

イ 本部の構成等は、資料編別表－2のとおり。

ウ 職員の動員伝達系統については、防災計画に定める「災害対策本部の組織・運営」を準用する。

#### (5) 消防団

ア 消防団は消防長又は消防署長の所轄の下に、河川、海岸、港湾等の洪水又は高潮等の被害に対する警戒、防ぎよその他の作業にあたるものとする。

イ 消防団の組織は、資料編別表－3のとおり。

#### (6) 水防管理団体

水防管理団体

水防支部名	市名	指定水防管理団体名
秋田	秋田市	秋田市

指定年月日 昭和34年2月19日